

2019年10月15日
オリックス生命保険株式会社

令和元年台風第19号により被害を受けられた皆さまへ

令和元年台風第19号により被災された皆さまに、心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と、皆さまの安全をお祈り申し上げます。

弊社では、このたびの災害により、災害救助法が適用された地域のご契約者さまを対象に、以下のとおり特別取扱いを実施いたします。

※災害救助法適用地域につきましては、生命保険協会ホームページの[「災害救助法適用地域の特別取扱いについて」](#)をご参照ください。

【特別取扱いの内容】

1. 保険料のお支払いが一時的に困難な方へ（保険料払込猶予期間の延長）

お申し出をいただいた場合、保険料の払込期限を延長し、ご契約を有効に継続させていただきます。なお、払込みを延長した保険料については、2020年4月30日までにお支払いいただく必要があります。

【ご注意ください】保険料の免除ではありません。

期日までにお支払いいただけない場合は、ご契約の効力は失われます（一部のご契約については、保険料自動振替貸付が適用になります）。

2. 各種手続きを迅速に進めたい方へ（必要書類の一部省略）

保険金・給付金、契約者貸付金のお手続きの際、お申し出により必要書類を一部省略する等、簡易にお取扱いする場合がございます。

詳細につきましては、以下までお問合わせください。

以上

< お申出先・お問合せ先 >

■ 各種手続きに関するお問合せ窓口

0120-506-094

《受付時間》月曜～土曜 9:00～18:00（日曜・祝日・年末年始休み）

■ 保険金・給付金に関するお問合せ窓口

0120-506-053

《受付時間》月曜～土曜 9:00～18:00（日曜・祝日・年末年始休み）